

第 3 次
東浦町地球温暖化対策実行計画
（事務事業編）

東 浦 町

2023 年 3 月 策定

策定／改定の履歴

策定／改定日	改 定 理 由
2013 年 3 月	東浦町地球温暖化対策実行計画新規策定 (計画期間：2013 年度 4 月～2017 年度 3 月)
2014 年 4 月	機構改革による改定
2018 年 3 月	第 2 次東浦町地球温暖化対策実行計画策定 (計画期間：2018 年度 4 月～2022 年度 3 月)
2022 年 4 月	機構改革による改定
2023 年 3 月	第 3 次東浦町地球温暖化対策実行計画策定 (計画期間：2023 年度 4 月～2030 年度 3 月)

(目次)

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の目的
- 3 基準年度・計画期間
- 4 計画の対象範囲（別表1、別表2）

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

- 1 基準年度の温室効果ガス総排出量
- 2 対象とする温室効果ガス
- 3 削減目標

第3章 実施内容

- 1 具体的な取組
 - (1) 環境率先行動手順書
 - 様式1 環境率先行動チェックシート
 - 様式2 エネルギー等使用状況表
 - 様式3 ライトダウン実施状況報告様式
 - 様式4 エネルギー報告様式
 - (2) 廃棄物処理手順書
- 2 取組に関する教育訓練
- 3 取組の報告

第4章 推進体制及び点検・見直し、公表

- 1 推進体制
- 2 点検・見直し
- 3 実施結果の公表

平成25年度（基準年度）温室効果ガス総排出量

参考資料

- (1) 温室効果ガスの種類
- (2) 二酸化炭素排出係数
- (3) メタン・一酸化二窒素排出係数

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

地球温暖化は、地球規模の環境問題として全世界でさまざまな取り組みが進められている。2015年国連気候変動枠組条約第21回締約国会議で採択されたパリ協定では、世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃未満に保つこと、さらに1.5℃に抑える努力を追求することなどが示された。

また、同年の国連サミットにおいてSDGsが採択され、気候変動などの環境問題を含む経済的・社会的な課題の解決のため、国際社会全体の開発目標として、17の目標が設定された。

日本国内においては、2020年に、2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、再生エネルギーや省エネルギーの推進を図ることとしており、2021年には、地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画である地球温暖化対策計画が閣議決定され、5年ぶりに計画を改訂した。計画では、2030年度における温室効果ガス排出削減と温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明している。

本町では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）第21条に基づき、2013年に「東浦町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（第1次計画）、2018年に「第2次東浦町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（第2次計画）を策定し、温室効果ガスの排出削減の取り組みを推進してきた。

今回、本町の第2次東浦町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の期間満了に伴い、内容を見直すとともに、引き続き温室効果ガス排出削減に努めるよう「第3次東浦町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」として計画（5ヶ年）を改定するものである。

2 計画の目的

本計画は、「温対法」第21条に基づく温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画であり、東浦町の事務・事業において温室効果ガス排出量の削減に向けて実施する具体的な取組を定め、地球温暖化防止を図ることを目的とする。

3 基準年度・計画期間

本計画は、2013年度を基準年度とし、計画期間は2023年度から2030年度までの8年間とする。

4 計画の対象範囲

適用範囲は、東浦町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織

及び施設を対象とする。(別表 1 及び別表 2)

ただし、無人の施設で個別のエネルギー使用量の把握が困難な公園施設等は適用範囲に含めない。また、指定管理者制度を導入している施設については、原則その施設及び管理者は適用範囲から外れるものとする。

適用職員は正規職員とし、会計年度任用職員等は正規職員に準じて取り組むこととする。

正規職員及び会計年度任用職員等が常駐しない別表 2 の施設については、温室効果ガス排出量の算定のみを行う。

別表 1

2023 年 4 月現在

No.	施 設 名	所 在 地
1	役場庁舎	東浦町大字緒川字政所 20 番地
2	保健センター	〃 石浜字岐路 21 番地
3	このはな館	〃 緒川字沙弥田 2 番地の 1
4	文化センター	〃 石浜字岐路 10 番地
5	森岡コミュニティセンター	〃 森岡字杉之内 15 番地の 3
6	緒川コミュニティセンター	〃 緒川字屋敷式区 58 番地の 1
7	卯ノ里コミュニティセンター	〃 緒川字雁狭間山 11 番地の 8
8	石浜コミュニティセンター	〃 石浜字下庚申坊 61 番地
9	生路コミュニティセンター	〃 生路字森腰 1 番地の 1
10	藤江コミュニティセンター	〃 藤江字仏 132 番地の 1
11	体育館・はなのき会館	〃 生路字狭間 80 番地
12	北部ふれあいセンター	〃 森岡字森の里 97 番地
13	西部ふれあいセンター	〃 緒川字東仙台 8 番地の 7
14	郷土資料館	〃 石浜字桜見台 18 番地の 4
15	学校給食センター	〃 緒川字三ツ池一区 7 番地
16	森岡保育園・なかよし学園	〃 森岡字岡田 74 番地
17	森岡西保育園	〃 森岡字森の里 84 番地
18	緒川保育園	〃 緒川字笠松 50 番地の 1
19	緒川新田保育園	〃 緒川字肥後原 1 番地の 28
20	石浜保育園	〃 石浜字白山 1 番地の 3
21	石浜西保育園	〃 石浜字三本松 1 番地の 1
22	生路保育園	〃 生路字梨ノ木 62 番地の 2
23	藤江保育園	〃 藤江字仏 131 番地
24	森岡児童館	〃 森岡字山之神 51 番地の 4

No.	施 設 名	所 在 地
25	緒川児童館	〃 緒川字屋敷貳区 61 番地の 1
26	緒川新田児童館	東浦町大字緒川字寿久茂 34 番地
27	石浜児童館	〃 石浜字田之助 1 番地の 6
28	生路児童館	〃 生路字弁財 123 番地の 4
29	藤江児童館	〃 藤江字仏 132 番地の 1
30	子育て支援センター・石浜西児童館	〃 石浜字三本松 1 番地の 56
31	藤江小学校	〃 藤江字仏 131 番地
32	生路小学校	〃 生路字傍示松 15 番地
33	片葩小学校	〃 石浜字坊ヶ谷 2 番地
34	石浜西小学校	〃 石浜字三ツ池 30 番地
35	緒川小学校	〃 緒川字八幡 7 番地
36	卯ノ里小学校	〃 緒川字雁狭間山 18 番地
37	森岡小学校	〃 森岡字天王西 23 番地
38	東浦中学校	〃 石浜字障戸 19 番地
39	北部中学校	〃 緒川字寿二区 80 番地
40	西部中学校	〃 緒川字西高根 1 番地の 5
41	勤労福祉会館	〃 石浜字岐路 28 番地の 2

別表 2

2023 年 4 月現在

No.	施 設 名	主管課	所 在 地
1	藤江公民館	生涯学習課	東浦町大字藤江字須賀 67 番地
2	宮ノ池修景施設	〃	〃 石浜字下庚申坊 61 番地
3	観光センター	商工振興課	〃 森岡字下申間 23 番地の 51
4	森岡老人憩の家	ふくし課	〃 森岡字段上 3 番地の 5
5	緒川老人憩の家	〃	〃 緒川字屋敷参区 53 番地
6	相生老人憩の家	〃	〃 緒川字相生 41 番地の 5
7	緒川新田老人憩の家	〃	〃 緒川字寿久茂 34 番地
8	石浜老人憩の家	〃	〃 石浜字連台 37 番地
9	生路老人憩の家	〃	〃 生路字小太郎 104 番地の 25
10	藤江老人憩の家	〃	〃 藤江字仏 11 番地の 3
11	東ヶ丘交流館	〃	〃 緒川字西高根 1 番地の 95
12	藤江ポンプ場	上下水道課	〃 藤江字亥子新田 97 番地の 5
13	緒川ポンプ場	〃	〃 緒川字辰新町 41 番地の 2
14	森岡ポンプ場	〃	〃 森岡字栄北 52 番地の 1
15	緒川 50 号線排水ポンプ場	土木維持管理課	〃 緒川字北新田 5 番地の 3

No.	施 設 名	主管課	所 在 地
16	上米田ポンプ場	上下水道課	〃 緒川字上米田 2 番地の 9
17	上ノ池ポンプ場	上下水道課	東浦町大字緒川字西地獄 4 番地の 5
18	高根ポンプ場	〃	〃 緒川字上高根台 32 番地の 19
19	上源吾ポンプ場	〃	〃 森岡字上源吾 36 番地の 314
20	濁池西ポンプ場	〃	〃 緒川字上之山 2 番地
21	第一配水池	〃	〃 緒川字東本坪 10 番地の 197
22	第二配水池	〃	〃 緒川字上広狭間 51 番地の 2
23	高根配水池	〃	〃 緒川字上高根台 34 番地の 2
24	村木江川排水機場	農業振興課	〃 緒川字流作 22 番地の 1
25	五ヶ村第一排水機場	〃	〃 緒川字北新田 10 番地の 8
26	辰新田排水機場	〃	〃 緒川字辰新田壺区 39 番地の 2
27	緒川第二排水機場	〃	〃 緒川字東新町 33 番地の 2
28	成実新田排水機場	〃	〃 石浜字北成実 62 番地
29	石浜排水機場	〃	〃 石浜字南成実 108 番地
30	生路排水機場	〃	〃 生路字新々田 107 番地
31	鍋屋新田排水機場	〃	〃 藤江字稲栄二区 54 番地
32	南栄排水機場	〃	〃 藤江字皆栄新田 170 番地の 22
33	高根口公園	公園緑地課	〃 緒川字上高根台 33 番地の 2
34	高根山公園	〃	〃 緒川字上高根台 34 番地の 4
35	南ヶ丘中公園	〃	〃 石浜字南ヶ丘 26 番地の 54
36	三丁公園	〃	〃 藤江字三丁 108 番地
37	あさひ公園	〃	〃 緒川字旭 29 番地の 1
38	みどり浜緑地	〃	〃 藤江字みどり浜 2 番地
39	藤江分団詰所	防災危機管理課	〃 藤江字須賀 32 番地の 1
40	生路分団詰所	〃	〃 生路字門田 30 番地の 12
41	石浜分団詰所	〃	〃 石浜字芦間 48 番地の 2
42	緒川分団詰所	〃	〃 緒川字北新田 40 番地の 13
43	新田分団詰所	〃	〃 緒川字寿久茂 176 番地
44	森岡分団詰所	〃	〃 森岡字前田 3 番地の 4
45	北部グラウンド	スポーツ課	〃 森岡字下申間 23 番地の 55
46	西部グラウンド	〃	〃 緒川字北靱谷鐘 5 番地
47	南部グラウンド	〃	〃 藤江字五号地 31 番地
48	岡田川テニス場	〃	〃 緒川字安明寺 22 番地の 2
49	東浦自然環境学習の森	環境課	〃 緒川字大藪一区 10 番地

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1 基準年度の温室効果ガス排出量

2013年度（基準年度）の温室効果ガス総排出量及び排出係数を巻末に掲載する。

2 対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策法」では、排出量削減のため、排出量の算定及び削減の目標を設定する温室効果ガスとして7物質（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素）を定めているが、本実行計画では、現在において排出量の把握が可能な「二酸化炭素（CO₂）」「メタン（CH₄）」「一酸化二窒素（N₂O）」の3物質のみを対象物質とする。

また、温室効果ガスの排出量は、以下の項目により算定する。

- ① 全ての組織及び施設（別表1及び別表2）での燃料使用量
- ② 全ての組織及び施設（別表1及び別表2）での電気使用量
- ③ 公用車等の走行及び使用するガソリン等の燃料使用量
- ④ 別表1の組織及び施設から排出される一般廃棄物

3 削減目標

第3次計画では、対象施設から排出される温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算値）を、2030年度までに2013年度（基準年度）排出量から50%削減を目標とする。

第3章 実施内容

1 具体的な取組

削減目標を達成するため、「環境率先行動手順書」に記載の環境率先行動に積極的に取り組む。また、グリーン購入に努め、「廃棄物処理手順書」、「公共事業環境配慮手順書」の各手順書を順守し、実施する。

職員一人ひとりが、地球環境の保全が人類共通の重要課題であることを認識し、自ら環境に及ぼす負荷を低減し、目標の達成を目指す。

なお、2013年度における温室効果ガス排出量の内、電気使用量が73.4%、都市ガス使用量が13.5%を占める為、「電気及び都市ガス使用量の削減」を目的に重点的な取組を実施する。

(1) 環境率先行動手順書 (重点):重点的な取組

1. 目的

地球温暖化対策実行計画を推進するため、省エネ・省資源、廃棄物の発生抑制などの手順を以下に定める。

2. 実施手順

- (1) 「※」は、『環境率先行動チェックシート』(様式1)(以下『チェックシート』という。)の評価方法を表す。
- (2) 本手順書は、適用施設内において業務に従事する職員(会計年度任用職員等を含む。)に適用し、施設の利用者及び来館者に対しては、できる範囲での協力を求める。

省エネ・省資源

※ エネルギー使用による二酸化炭素排出量を抑制します。

1 照明は、始業時間に点灯し、終業時・残業時の不要な照明は消灯します。

- (1) 始業時刻から終業時刻までは、スイッチの管理者又は当番者がスイッチの操作を行い、勤務時間以後は残業をする職員が適宜、不要な照明を消灯する。なお、全ての職員は、気付いた時点でスイッチのマーキングに従って消灯する。

スイッチの表示	赤：常 時	黄：使用時
点灯時間	始業時刻 ～ 終業時刻	使用時

※昼当番の職員が、就業する箇所の照明は、点灯を可とする。

◎ 業務終了後、窓口用の照明はカウンターでの接客又は作業を行う場合以外は消灯すること。

◎ 事務室内の照明は、帰宅時に係ごとで消灯すること。

*評価点は全ての職員が記入する。

- (2) 毎週金曜日にノー残業デーを実施し、その他の平日については 19 時 15 分までに退庁する。同じく、当面は夏至・七夕時等にライトダウンを実施する。(貸館等ある課等は、出来る範囲で取り組む。)
但し、「2030 年度までに時間外0時間」を目指し、ノー残業デー等の取り組みは、段階的に増やしていく(重点)
- (3) LED 化の推進を図る。(重点)

2 冷・暖房は、「空調機運転基準」を守って運転します。

空調機運転基準

- (1) 空調機の温度設定は課・施設等の担当職員が行い、それ以外の者は操作しない。

◎ 冷房は原則として、通常業務時間中の使用とする。役場庁舎内において他課を含めフロアで 10 人以上の職員が 2 時間以上の時間外勤務を行う場合は(休日勤務を含む)、各課等の長が総務課へ空調機の使用を依頼すること。なお、使用時間は原則午後 7 時 15 分までとする。(役場以外の施設はこれに準ずること。)

- (4) 暖房の運転目安等は下記表のとおりだが、ウォームビズの効果が見られれば、設定温度の変更も検討する。(重点)

◎金曜日は、時間外の空調機の利用は原則認めない。

◎時間外における暖房は、ガスファンヒーターを使用し、空調機の利用は原則認めない。

*評価点は、運転スイッチを操作した職員が記入し、操作しなかった職員は「9」。

*評価期間は、空調機を運転した月とし、運転しなかった期間は「9」。

	冷 房	暖 房
運 転 の 目 安	基準温度計で、気温 28℃を上回ったら運転する。26℃を下回ったら切る。	基準温度計で、17℃を下回ったら運転する。22℃を上回ったら切る。
設定温度の目安	2 8℃	1 9℃
運 転 時 間	始業時刻 10 分前 ～ 終業時刻	始業時刻 10 分前 ～ 終業時刻
基 準 温 度 計	《役場》南庁舎：上下水道課 建設部：土木維持管理課 個別空調：各部屋 本庁舎：(冷房) 1 F 税務課 2 F 秘書人事課 (暖房) 1 F ふくし課 2 F 財政課	
	《各施設》施設長等が基準温度計を設置する。	

3 ストーブ（ファンヒーター）の使用は原則として12月から3月までとします。

◎ストーブ（ファンヒーター）は空調機の補助暖房機として使用する。

*評価点は、ストーブ（ファンヒーター）を使用した職員が記入する。

*使用期間中であってもストーブを使用しない課・施設等は「9」。

*評価期間は12月から3月とし、期間外は「9」。

◎使用基準

使用期間	原則 12 月から翌年 3 月まで
使用時間	平日始業時 午前 8 時 15 分から午前 8 時 35 分まで ただし、本庁舎 1 階は、午前 9 時まで使用可とする。 平日終業後 通常業務終業後 2 時間まで。2 時間以上使用する場合は事前に総務課まで連絡すること。 ただし、毎週金曜日はノー残業デーのため、原則使用は禁止とする。 休日 使用する場合は、事前に総務課まで連絡すること。
設定温度	19 度以下 平日終業後及び休日の使用は、室内温度が 22 度を超えないよう各フロア内で調整すること。

4 パソコン等電化製品は、省エネを推進します。

- (1) 使用頻度の低い電化製品は、使用時のみ電源を入れる。
- (2) パソコン等電化製品のコンセントは省エネタップとし、帰宅時にはタップのスイッチを切る。
省エネタップではない場合は、休日前にパソコン等電化製品のプラグをコンセントから抜く。(常時起動のパソコンを除く)
- (3) 複写機の使用後は、省エネモードにする。
*評価点は、該当する電化製品を使った職員が記入する。

5 アイドリングストップ、急発進・急加速を行わない等、経済運転を励行します。

- (1) 乗車前に、目視によりタイヤをチェックし、空気圧が不足するときは、調整する。
- (2) 不要な積載物を降ろして、車の重量を減らす。
- (3) アイドリングはしない。
- (4) 運転中は急発進・急加速を行わず、経済運転に努める。
- (5) 駐・停車をするときは、エンジンを停止する。
- (6) カーエアコンの使用は必要最小限にする。
*評価点は、公用車を運転した職員が記入する。
*学校においては、通勤に使用する自家用車を運転した職員が記入する。

6 直近階への移動には、接客・物品等の搬入を除きエレベーターを使用しません。

- (1) エレベーターの利用は、接客・物品等の搬入等必要最小限にとどめる。ただし、怪我や病気等の場合を除く。
*評価点は、エレベーターのある施設に勤務する職員が記入する。
*エレベーターのない施設に勤務する職員は「9」

廃棄物の発生抑制

※ 廃棄物の発生抑制とリサイクルを推進します。

7 分別・再資源化を徹底し、廃棄物（ごみ）の発生抑制に努めます。

- (2) 『廃棄物処理手順書』により実施する。
*評価点は、ごみを排出した職員が記入する。

その他の環境配慮

8 洗面所、給湯室での節水を励行します。

9 紙の使用を抑制するため、両面印刷・裏面再利用・電子データの利用を励行します。

10 産業廃棄物・特定家電等の排出に際しては、法を順守し正しく取り扱います。

11 個別手順書を遵守し、定期的に見直し・改定を行います。

3. 評 価

①環境率先行動チェックシート（様式1）

- (1) 推進リーダーは、半年ごとに実施状況を各職員に自己評価させる。
- (2) 特別職、部長職は関係する部等のいずれかの課の『チェックシート』に記入する。
- (3) 推進リーダーは、全員の評価終了後、上半期分は10月20日までに、下半期分は4月20日までに所管部長の承認を受ける。
- (4) 事務局への報告は、役場関係課・施設等においては全庁LANシステム上にデータ入力することで報告とみなす。学校においては、電子メールで実績を事務局に提出する。

②エネルギー等使用状況表（様式2）

- (1) エネルギー等を使用（購入）及び公用車を管理する課・施設等の推進リーダーは、毎月の使用量等の実績を記入し半年分を取りまとめ、上半期分は10月20日までに、下半期分は4月20日までに所管部長の承認を受ける。
- (2) 事務局への報告は、役場関係課・施設等においては全庁LANシステム上にデータ入力することで報告とみなす。学校においては、電子メールで実績を事務局に提出する。

③ライトダウン実施状況報告様式（様式3）

- (1) 学校を除く各施設は、夏至・七夕の日に加え、別に総務課が指定した日もライトダウンを実施し、実績を入力する。
- (2) 事務局への報告は、全庁LANシステム上にデータ入力することで報告とみなす。

④エネルギー報告様式(別表1に記載している各施設)（様式4）

- (1) 別表1に記載している各施設は、毎年4月20日までにエネルギーの使用量を前年度と比較し現状を把握しそれを踏まえ来年度の目標を入力し、所管部長の承認を受ける。
- (2) 事務局への報告は、全庁LANシステム上にデータ入力することで報告とみなす。

なお、所管部長の承認を受けた様式1、様式2及び様式5は各課・施設等で3年間保存する。

＜その他の配慮事項＞

- (1) 通年ノーネクタイを可とします。
- (2) プリンタは、使用時のみ電源を入れます。
- (3) 4月から11月までは、湯のみ洗浄時に湯沸し器を使用しません。
- (4) 出張する時は、公共交通機関の利用に努めます。
- (5) 近距離の移動は、徒歩又は自転車を利用します。
- (6) トイレの水は、二度流しをしません。
- (7) 案内・通知文等の簡易な文書は、葉書を使用します。
- (8) 印刷物は、簡素化や校正の徹底を図り、適正部数を考えて印刷・発注します。
- (9) 封筒は、できる限り小さいサイズのものを使用し、会議資料を入れる封筒は、必要とする人だけに配布します。
- (10) 使用済み封筒の再利用を推進します。

様式 1

環境率先行動チェックシート

年度（ 上半期 ・ 下半期 ）

課・施設名	
-------	--

所管部長	課長 施設長	課長補佐	係長	リーダー

作成日：令和 年 月 日

目 標	No.	氏 名 プ ロ グ ラ ム	平 均 点											
省エネ・省資源	1	照明は、特別な場合を除き、始業時間に点灯し、終業時・残業時の不要な照明は消灯します。												
	2	冷・暖房は、「空調機運転基準」を守って運転します。												
	3	ストーブ(ファンヒーター)の使用は原則として12月から3月までとします。												
	4	パソコン等電化製品のコンセントは省エネタップとし、帰庁時にはタップのスイッチを切ります。 複写機の使用後は、省エネモードにします。												
	5	アイドリングストップ、急発進・急加速を行わない等、経済運転を励行します。												
	6	直近階への移動には、接客・物品等の搬入を除きエレベーターを使用しません。(エレベーターのある施設のみ)												
	7	洗面所、給湯室での節水を励行します。												
	8	紙の使用を抑制するため、両面印刷・裏面再利用・電子データの利用を励行します。												
廃棄物	9	分別・再資源化を徹底し、廃棄物(ごみ)の発生抑制に努めます。												

※ 評価基準：「0」50%未満、「1」50%～80%、「2」80%以上、「3」100%実施
「9」該当無し

所管部長	課長 施設長	課長補佐	係長	リーダー

様式 2

エネルギー等使用状況表

作成日：令和 年 月 日

年度		課・施設名	単位	令和 年度 月別入力					合計
【調査項目】				4月	5月		2月	3月	
燃料の燃焼		ガソリン(公用車)	L						
		灯油	L						
		軽油(公用車)	L						
		軽油(公用車以外)	L						
		A 重油	L						
		プロパンガス(LPG)	m3						
		都市ガス	m3						
		天然ガス(公用車)	Nm3						
他人から供給された電気の使用		〇〇電力	kWh						
一般廃棄物の焼却		連続燃焼式焼却施設 (総務課のみ入力)	t						
自動車の走行 (総務課のみ入力)	ガソリン・LPG	乗用車	km						
	ガソリン	軽乗用車	km						
		小型貨物車	km						
		軽貨物車	km						
		特殊用途車	km						
	ディーゼル	普通貨物車	km						
		小型貨物車	km						
	その他	天然ガス(CNG)	Nm3						

様式3

ライトダウン実施状況報告様式

ライトダウン実績報告

各施設実施状況

施設名	月 日() 夏至ライトダウン	月 日() セタライトダウン	月 日() 総務課が指定した日
役場庁舎	庁舎内各課等実施 状況表のとおり	庁舎内各課等実施 状況表のとおり	
保健センター			
このはな館			
文化センター			
森岡コミュニティセンター			
緒川コミュニティセンター			
卯ノ里コミュニティセンター			
⋮			
勤労福祉会館			

○（実施）、×（消灯せず）、貸館、休館 の
いずれかを入力する

庁舎内各課等実施状況

課等名	月 日() 夏至ライトダウン	月 日() セタライトダウン	月 日() 総務課が指定した日
企画政策課			
住民自治課			
秘書人事課			
DX推進課			
総務課			
⋮			
監査委員事務局			

○（実施）、×（消灯せず）のいずれかを入力する。

様式 4

所管部長	課長 施設長	課長補佐	係長	リーダー

年度

施設名

エネルギー報告様式(別表 1 に記載している各施設)

前年度との比較	(例) 電気使用量が〇〇 k h w 増加した。 (主に 7 月～ 8 月)
増減した理由	(例) 増加した理由： 7 月、 8 月に冷房をつけることが多くなったため。 減少した理由： L E D 化したため。
来年度に向けての目標	(例) ・ 定期的に空調機のフィルター清掃を行う。 ・ 省エネ型の O A 機器を購入する。 ・ 省エネポスターを貼る等、省エネ活動を呼びかける。

(2) 廃棄物処理手順書

1. 目的

東浦町地球温暖化対策実行計画の適用施設から排出される廃棄物の分別を徹底し、積極的に資源としての回収を行うことにより、排出するごみの減量を図るために、その手順を定める。

2. 適用範囲

本手順書は、東浦町地球温暖化対策実行計画の適用施設から排出される廃棄物に対して適用する。

3. 分別

別添の「ごみ分別表」による。

4. 排出

- (1) 事務室には、「燃えるごみ」・「燃えないごみ（金属・ガラス等）」・「プラスチック製容器包装」の3種類の回収箱を設置し、「ごみ分別表」に従って、ごみを分別して排出する。
- (2) 施設ごとに、資源として回収する廃棄物（紙類、ビン類、カン類）、資源として回収しない廃棄物（燃えるごみ、燃えないごみ）の収集場所を指定しておく。

ごみ分別表（資源として回収する廃棄物）

分 類				出し方・注意点
紙 類	雑	印刷用紙 (上質紙)	両面使ったもの 裏面利用できないもの	* 指定の箱（雑紙回収箱）に入れる * 大きさをA4サイズに揃え、厚さ20cm程度になったら、ひもで十字に縛る ・ 付箋、セロテープ、ガムテープ、クリップ類は取る ・ 特殊加工が施してあるものは、燃えるごみ ・ A6サイズより小さいものは、燃えるごみ ・ 窓空き封筒のセロファンは、剥がして燃えるごみ ・ コピー用紙の包装紙、青焼き用紙の包装紙等は各課・施設等で雑紙として処理をする
		雑誌・ チラシ	雑誌、書籍、予算書、 決算書、チラシ、ポ スター、カレンダー、 パンフレット等	
		包装紙	商品の包装紙 コピー用紙の包装紙	
	紙	封筒、色上質紙、起案用紙、 汎用紙、メモ紙等		
紙 類	雑 紙	紙袋		・ 紙製以外の手提げひもは、外して燃えるごみ

紙 類	新聞紙		*厚さ15cm程度にし、ひもで十字に縛る
	ボール紙		*畳んで、ひもで十字に縛る
	ダンボール		*畳んで、ひもで十字に縛る ・ホチキスの針は、燃えないごみ ・ガムテープは、燃えるごみ
金属 類	アルミ	アルミ缶、プル式のふた等	・缶は水ですすぎ、つぶさずに出す ・スプレー缶は穴を開けずにそのまま出す
	スチール	スチール缶、スプレー缶等	
び ん 類	雑びん(無色)	無色のびん	・中を水ですすぎ ・栓やキャップは外し、燃えるごみ、燃えないごみ、プラスチック製容器包装に分けて処理をする
	雑びん(茶色)	茶色のびん	
	雑びん(その他の色)	無色・茶色以外のびん	
プ ラ ス チ ッ ク 類	ペットボトル	識別マークのついた飲料のペットボトル 	・中を水ですすぎ、つぶして出す ・キャップ、ラベルは外して、プラスチック製容器包装（金属のキャップは燃えないごみへ）
	プラスチック製容器包装	識別マークのついたもの  プラスチック製容器包装	・汚れているものは洗って乾かす ・東浦町指定のごみ袋または、中が見えるレジ袋等に入れる

ごみ分別表(資源として回収しない廃棄物)

分 類		出し方・注意点
燃やすごみ	資源にならない紙等で、燃やすことができるもの 名刺、プラスチック製のドッチファイルやチューブファイル等 布類	* 東浦町指定のごみ袋に入れる ・ドッチファイル、チューブファイルが多量に出た場合は、金具を外した後、まとめて紐で縛る ・ファイルから外した金具は、金属類の資源ごみ
燃えないごみ	ガラス類 陶磁器類 資源にならない金属類	* 廃棄するときはビニール袋等に入れず、そのまま指定の場所へ出す
その他のごみ	乾電池	* 指定の黄色い箱へ入れる
	粗大ごみ (電気・石油・ガス器具、その他 1 辺が 60 cm 以上 2 m 未満のもの)	* 処理施設（東部知多クリーンセンター）へ持ち込む（役場総務課が管理する許可車両を使用する）
	「特定家庭用機器再商品化法」に規定される機器 特定家庭用機器 エアコン ブラウン管式、液晶式、プラズマ式テレビ 電気冷蔵庫・冷凍庫 電気洗濯機・衣類乾燥機	* 小売業者に決められた料金を支払い「特定家庭用機器廃棄物管理票」を受け取る ・小売業者・家電リサイクル券センターHPで、引き取った特定家庭用機器廃棄物が、製造業者等に引き渡されたことが確認できる
	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」に規定するフロン類封入機器 業務用エアコンディショナー 業務用冷蔵機器及び冷凍機器等	* 同法第 9 条に規定する「第一種フロン類回収業者」としての登録業者であることを書面で確認（可能であればコピーを取る）して引き渡す ・確認事項：業者名、登録番号、有効期間 ・フロン類とは、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」に規定される物質をいう

その他の ごみ	「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に規定するフロン類封入機器 自動車に搭載されているエアコンディショナー	＊同法４２条に規定する「引取業者」としての登録業者であることを書面で確認（可能であればコピーを取る）して引き渡す ・確認事項：業者名、登録番号、有効期間 ・「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の第二種フロン類回収業者でも可
	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する特別管理産業廃棄物 保健センターの注射針・ディスプレイ注射筒・ワクチン瓶・ゴム手袋等感染性産業廃棄物、 ＰＣＢ含有廃棄物等	＊同法の規定により処理 ・産業廃棄物管理票を発行 ・運搬は特別管理産業廃棄物収集運搬業者、処分は同処理業者
	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する産業廃棄物 コンピュータ（パソコン）、畳等	＊同法の規定により処理 ・産業廃棄物管理票を発行 ・運搬は産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者、処分は同処分業者に委託
	二輪車（バイク） 対象メーカー：ホンダ・ヤマハ・スズキ・カワサキ等	＊廃棄二輪車取扱店又は「指定引取窓口」に引き渡し、リサイクルする ・二輪車リサイクル管理票を受け取る

（＊＝出し方 ・＝注意点）

2 取組に関する教育訓練

事務局は、計画の策定時の年は4月に推進責任者及び推進リーダーを対象に説明会を行う。計画策定時以外の年は推進リーダー及び新人職員に対して説明会等を行い、年度目標及び取組（温室効果ガス削減目標）の周知を行う。

3 取組の報告

推進リーダーは、環境率先行動手順書に定める「環境率先行動チェックシート」（様式1）、「エネルギー等使用状況表」（様式2）、「ライトダウン実施状況報告様式」（様式4）、「エネルギー報告様式」（様式5 別表1に記載している各施設）により実績を取りまとめ、様式1、様式2及び様式5については所管部長の承認を受ける。

役場関係課・施設等においては全庁LANシステム上にデータを入力、学校においてはメール提出することによって事務局に報告する。

第4章 推進体制及び点検・見直し、公表

1 推進体制

本実行計画に基づく推進体制と役割を「推進体制図」に示す。

全体の管理は総務課内の事務局が所管する。

【推進体制図】

推進本部	町長、副町長、教育長、 部長級職員	計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。 部長級職員は所管課・施設等の実績承認を行う。
推進責任者	課・施設等の長	課・施設等での取り組みを推進及び監督する。
推進リーダー	課・施設等で1名	課・施設等での実績の取りまとめ等を行う。
実行組織	全ての課・施設等 及び所属職員	取り組みを実施する。

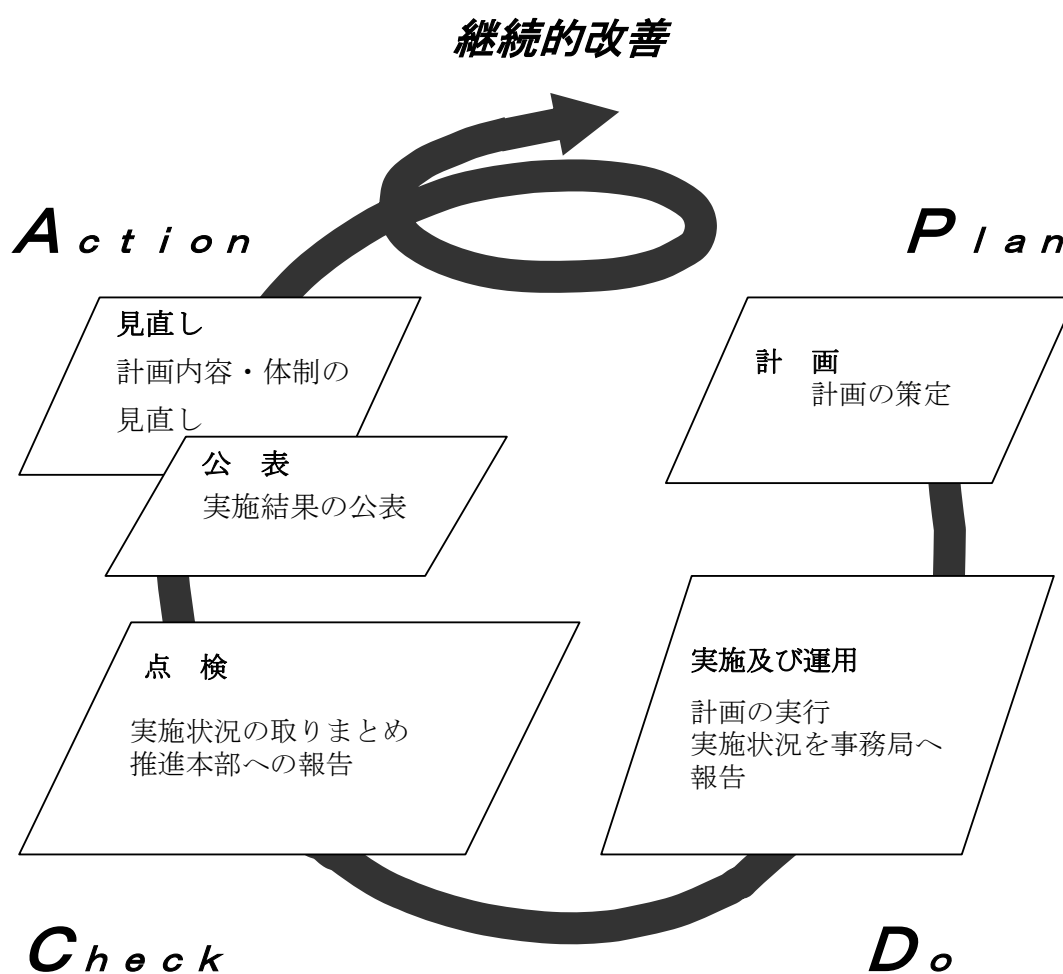
2 点検・見直し

事務局は全体の進捗状況について推進リーダーをとおり半期ごとに取りまとめ、上半期分は12月、下半期分及び年度実績は6月に推進本部に報告する。また、年度実績報告時に点検を行う。見直しは随時、推進本部で行う。

3 実施結果の公表

本実行計画の進捗状況、点検結果及び今後の取り組みについては全職員に周知する。
また、直近年度の温室効果ガス総排出量については、年に1度、広報及びHPで公表する。

【PDCAサイクル】



平成 25 年度温室効果ガス総排出量

	項 目			排出係数	使 用 量 走 行 距 離 廃棄物排出量	温室効果ガス排 出 量	温室効果ガス 総排出量 (CO2 換算)
二酸化炭素（CO ₂ ）	ガソリン使用量			2.32	40,542.6 リットル	94,058.8 kg	94,058.8 kg
	灯 油 使 用 量			2.49	264.0 リットル	657.4 kg	657.4 kg
	軽 油 使 用 量			2.58	3,379.4 リットル	8,718.9 kg	8,718.9 kg
	A 重油使用量			2.71	106,180.0 リットル	287,747.8 kg	287,747.8 kg
	L P G 使用量			5.97	98.5 m³	588.0 kg	588.0 kg
	都市ガス使用量			2.16	190,307.0 m³	411,063.1 kg	411,063.1 kg
	C N G 使用量			2.23	389.9 m³	869.5 kg	869.5 kg
	電 気 使 用 量			0.559	3,992,688 kWh	2,231,912.6 kg	2,231,912.6 kg
	二酸化炭素排出量 小 計				—	3,035,616.1 kg	3,035,616.1 kg
メタン（CH ₄ ）	自動車の走行距離	ガソリン	乗 用 車	0.000010	63,873 km	0.6387 kg	13.4 kg
			軽 乗 用 車	0.000010	47,591 km	0.4759 kg	10.0 kg
			小型貨物車	0.000015	48,541 km	0.7281 kg	15.3 kg
			軽 貨 物 車	0.000011	148,398 km	1.6324 kg	34.3 kg
			特種用途車	0.000035	7,455 km	0.2609 kg	5.5 kg
		軽油	普通貨物車	0.000015	16,146 km	0.2422 kg	5.1 kg
			小型貨物車	0.0000076	3,219 km	0.0246 kg	0.5 kg
		CNG	軽貨物車	0.0000084	4,505 km	0.0378 kg	0.8 kg
	二酸化炭素換算排出量 小 計				—	4.0407 kg	84.9 kg
一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行距離	ガソリン	乗 用 車	0.000029	63,873 km	1.8523 kg	574.2 kg
			軽 乗 用 車	0.000022	47,591 km	1.0470 kg	324.6 kg
			小型貨物車	0.000026	48,541 km	1.2620 kg	391.2 kg
			軽 貨 物 車	0.000022	148,398 km	3.2647 kg	1,012.1 kg
			特種用途車	0.000035	7,455 km	0.2609 kg	80.9 kg
		軽油	普通貨物車	0.000014	16,146 km	0.2260 kg	70.1 kg
			小型貨物車	0.000009	3,219 km	0.0289 kg	9.0 kg
		CNG	軽貨物車	0.0000002	4,505 km	0.0009 kg	0.3 kg
	二酸化炭素換算排出量 小 計				—	7.9557 kg	2,465.6 kg
温室効果ガス総排出量 合 計				—	—	3,038,166.5 kg	

<温室効果ガス総排出量の計算式>

使用量・走行距離・廃棄物排出量 × 排出係数 × 地球温暖化係数 (CO₂=1、CH₄=21、N₂O=310)

参 考 資 料

(1) 温室効果ガスの種類

ガス種類	人為的な発生源	主な対策
エネルギー起源二酸化炭素 (CO ₂)	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全温室効果ガスの9割程度を占め、温暖化への影響が大きい。	エネルギー利用効率の向上やライフスタイルの見直しなど
非エネルギー起源二酸化炭素 (CO ₂)	セメント製造、生石灰製造などの工業プロセスから主に発生。	エコセメントの普及など
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分以上を占め、廃棄物の埋立てからも2～3割を占める。	埋立量の削減など
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3割～4割を占める。	高温燃焼、触媒の改良など
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用。	回収、再利用、破壊の推進、代替物質、技術への転換等
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。	製造プロセスでの回収等や、代替物質、技術への転換等
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。	(絶縁ガス) 機器点検時、廃棄時の回収、再利用、破壊等 (半導体) 製造プロセスでの回収等や代替物質、技術への転換等
三フッ化窒素	半導体等製造などとして使用。	製造プロセスでの回収等や代替物質、技術への転換等

出典：「実行計画策定マニュアル」（環境省地球環境局）

(2) 二酸化炭素排出係数

	令和5年度から 令和9年度
地球温暖化係数	1
ガソリン (ℓ)	2.32
灯 油 (ℓ)	2.49
軽 油 (ℓ)	2.58
A 重 油 (ℓ)	2.71
L P G (m³)	5.97
都市ガス (m³) ※	2.16
電 気 (kWh)	環境省が毎年公開する 最新の「電気事業者別 排出計数」を使用

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条第1項

※環境省地球環境局「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」

(3) メタン・一酸化二窒素排出係数

温室効果ガス		メタン (CH ₄)	一酸化二窒素 (N ₂ O)
地球温暖化係数		25	298
一般廃棄物の焼却		0.00000095	0.0000567
ガ ソ リ ン	乗 用 車	0.000010	0.000029
	軽 自 動 車	0.000010	0.000022
	小型貨物車	0.000015	0.000026
	軽 貨 物 車	0.000011	0.000022
	特種用途車	0.000035	0.000035
軽 油	普通貨物車	0.000015	0.000014
	小型貨物車	0.0000076	0.000009

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条第1項